

平成30年度

財政援助団体等監査、指定管理者監査及び行政監査結果報告

平成30年度の「市が補助金等を交付している団体などを監査する財政援助団体等監査」「公の施設の管理に関する指定管理者監査」「テーマを設定して行う行政監査」を実施しました。その結果を1月28日に市長と市議会へ報告しましたので、概要をお知らせします。

亀山市監査委員 渡部 満
同 新 秀 隆
同 国 分 純

財政援助団体等監査

監査実施日 平成30年11月19日、20日、26日
監査対象期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日
監査対象

対象団体	所管課
公益社団法人 亀山市シルバー人材センター	健康福祉部 長寿健康課
社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会	健康福祉部 地域福祉課
亀山市土地開発公社	産業建設部 用地管理課
公益財団法人 亀山市地域社会振興会	生活文化部 文化スポーツ課

監査の方針 財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼において実施

監査の結果 おおむね適正に処理されていた。

意見

【対象団体】

● 公益社団法人シルバー人材センター

・会員が減少していることから、会員の募集について、より多くの方が応募されるよう工夫されたい。

【所管課】

● 健康福祉部 長寿健康課

・現在、公益社団法人亀山市シルバー人材センターの監事は、本市職員が就任しているが、外郭団体の業務執行の透明性を高めるため、監事就任について、検討されたい。

【所管課】

● 生活文化部 文化スポーツ課

・現在、公益財団法人亀山市地域社会振興会の監事は、本市職員が就任しているが、外郭団体の業務執行の透明性を高めるため、監事就任について、検討されたい。

指定管理者監査

監査実施日 平成 30 年 11 月 29 日、30 日、12 月 3 日
監査対象期間 平成 29 年度及び平成 30 年度（4 月 1 日～9 月 30 日）
監査対象

対象団体	所管課
坂下地区まちづくり協議会	生活文化部 まちづくり協働課
白川地区まちづくり協議会	
東部地区まちづくり協議会	
川崎小学校区放課後児童クラブ あおぞら運営委員会	健康福祉部 子ども未来課
亀山地区労働者福祉協議会	産業建設部 産業振興課

監査の方針 管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼において実施

監査の結果 おおむね適正に処理されていた。

指摘事項

【所管課】

● 健康福祉部 子ども未来課

・亀山市放課後児童クラブ条例施行規則第 2 条第 2 項において、「申込書を受理したときは、・・・その結果を放課後児童クラブ利用許可・不許可通知書により、申込者に通知するものとする。」と規定されているが、通知していなかった。規則を順守するよう指導されたい。

意見

【所管課】

● 生活文化部 まちづくり協働課

- ・ 指定管理料については、年度初めの支払いが発生するまでに支払うよう努められたい。
- ・ 馬子唄会館は、観光施設であり、職員の賃金や労働形態の取り扱いについては、適正な対応をされたい。

【所管課】

● 健康福祉部 子ども未来課

- ・ 指定管理料について、「えがお」と「げんき」に分けて支払いをしているにもかかわらず、基本協定書等に記載されていない。それぞれの指定管理料を基本協定書等に明記されたい。
- ・ 指定管理料については、年度初めの支払いが発生するまでに支払うよう努められたい。

行政監査

監査実施日	平成 30 年 11 月 22 日
監査のテーマ	市税及び国民健康保険税の収入未済額の債権管理について
監査対象期間	平成 29 年度。ただし、必要に応じて、過年度及び平成 30 年度を含むものとする。
監査の目的	徴収事務や滞納整理事務が関係法令に基づき適正で効果的かつ効率的に行われているか、公平に行われているかについて監査を実施し、今後の適正な収入未済額の債権管理に資することを目的とする。
監査対象部署	総合政策部 税務課 生活文化部 市民課
監査の結果	おおむね適正に処理されていた。

指摘事項

● 総合政策部税務課及び生活文化部市民課

- ・ 地方税法第 3 2 9 条において「納期限後 2 0 日以内に督促状を発しなければならない」と規定されているが、納期限後 2 0 日を過ぎているものが見受けられた。法令を順守し、適正に事務処理を行われたい。

意見

● 総合政策部税務課

- ・ 国税において、納税コールセンターでの電話催告は、効果的・効率的な滞納整理の手法とされている。当市での活用について検討されたい。